資料３－１

要点審議事業

港湾事業　事後評価

相馬港　３号ふ頭地区
国際物流ターミナル（耐震）整備事業

令和８年２月２４日
国土交通省　東北地方整備局

1. 事業の目的と概要

事業完了後５年経過

関連SDGs

事業名	相馬港 3号ふ頭地区国際物流ターミナル （耐震）整備事業	事業種別	国際物流 ターミナル

事業の目的

相馬港3号ふ頭地区に国際物流ターミナル(耐震)を整備することにより、港湾利用企業の物流効率化を図るとともに、大規模地震発生時における緊急物資輸送等の物流基地として機能する。

また、港内に避泊水域を確保し、荒天時における沖合航行船舶の海難事故の減少を図る。

事業の概要

港名	相馬港	港格	重要港湾

対象施設		
［岸壁等］		
岸壁（水深12m）（耐震）	240m	
岸壁（水深10m）	170m	
泊地（水深12m）	18ha	
泊地（水深10m）	22ha	
ふ頭用地	16ha	
臨港道路	1，030m	
護岸	719m	
［防波堤］		
防波堤(沖)	600m	

事業期間	昭和61年度～令和2年度
事業費	前回評価時（平成29年度）：310億円 事後評価時（令和7年度）：309億円

事業の経過

昭和56年　港湾計画改訂（当該岸壁位置付け）

昭和61年　事業着手

令和2年　　事業完了

事後評価
（事業完了後5年経過）

【事業実施位置図】

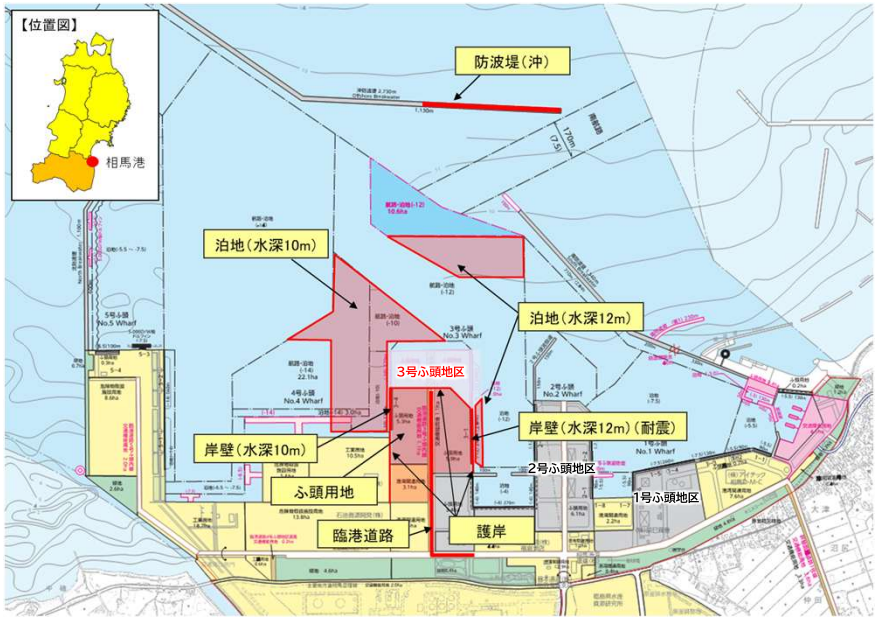

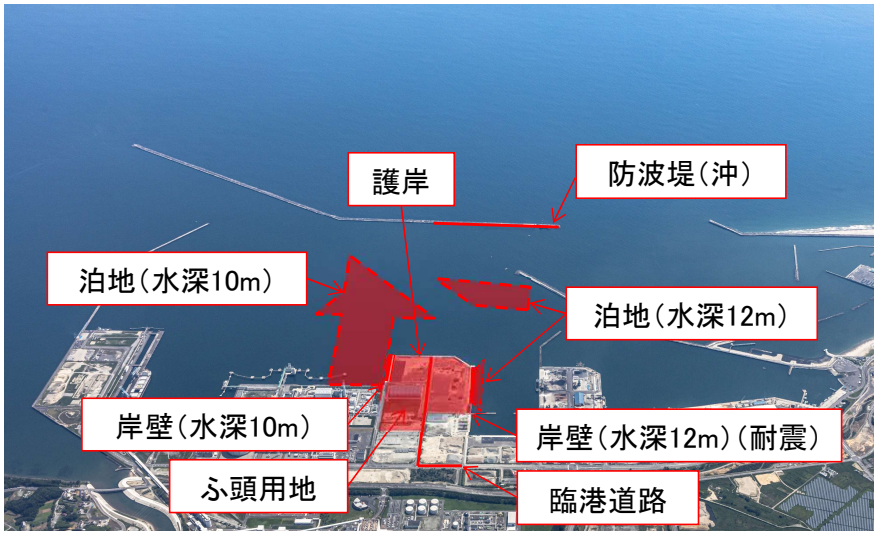

2. 事業の必要性

事業完了後５年経過

① 物 流 効 率 化

既存の1～2号ふ頭では様々な貨物が混在していること、また背後地の火力発電の燃料用石炭の効率的な輸送に寄与するため、3号ふ頭の整備により貨物混在を解消し効率的な輸送に寄与する。

②災害時の物流機能確保

耐震強化岸壁として整備し、大規模地震直後における緊急物資の海上輸送ルートを確保するとともに、復旧完了に至るまで一定の物流機能を保持する。

③ 避 泊 水 域 の 確 保

防波堤の整備により、避泊可能水域を確保し航行船舶の荒天時における海難事故の減少を図る。

【未整備】

・様々な貨物が混在
・新規需要（石炭・木質ペレット）の受入が困難

・大規模地震発生時に、物流機能の確保が困難

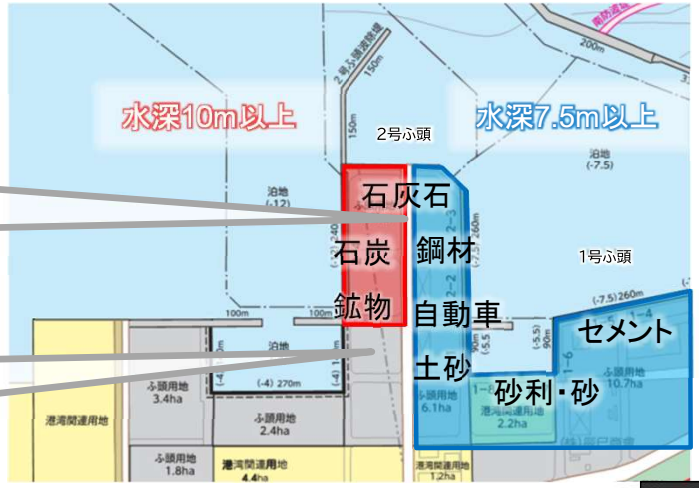

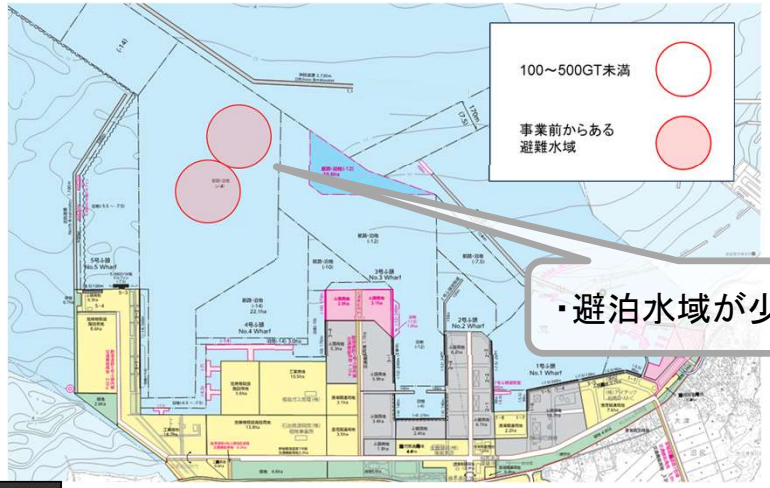

・避泊水域が少ない

【整備後】

①物流効率化

・新たなふ頭整備により、貨物の棲み分けが可能となり、輸送が効率化
・新規貨物需要へ対応可能

②災害時の物流機能確保

・耐震強化岸壁の整備により、緊急物資等の受入が可能

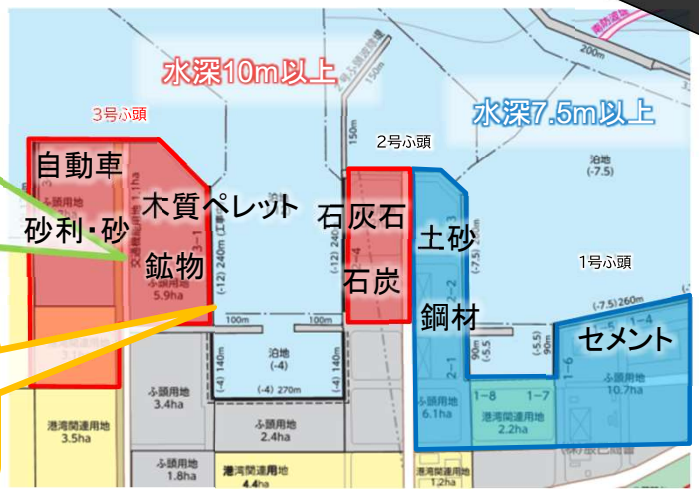

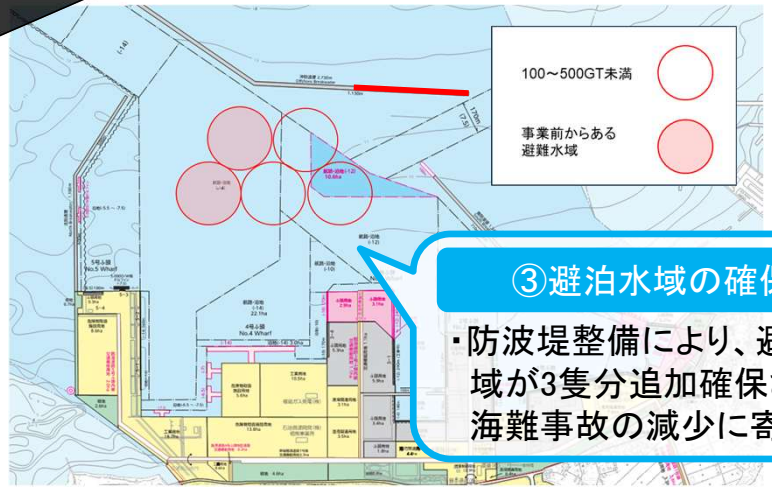

③避泊水域の確保

・防波堤整備により、避泊水域が3隻分追加確保され、海難事故の減少に寄与

3. 事業効果の発現状況（1）

事業完了後５年経過

① 物 流 効 率 化

○3号ふ頭を整備したことで、貨物の混在が解消され、岸壁と荷さばき地を一体的に利用できるようになり、効率的な輸送が可能となった。

○これに伴い、新規貨物（石炭・木質ペレット）の取扱いが可能となり、相馬港背後に「相馬エネルギーパーク合同会社（相馬石炭・バイオマス発電所）」が立地し、平成30年に運転を開始している。

▼3号ふ頭整備による効果（新規貨物需要への対応）

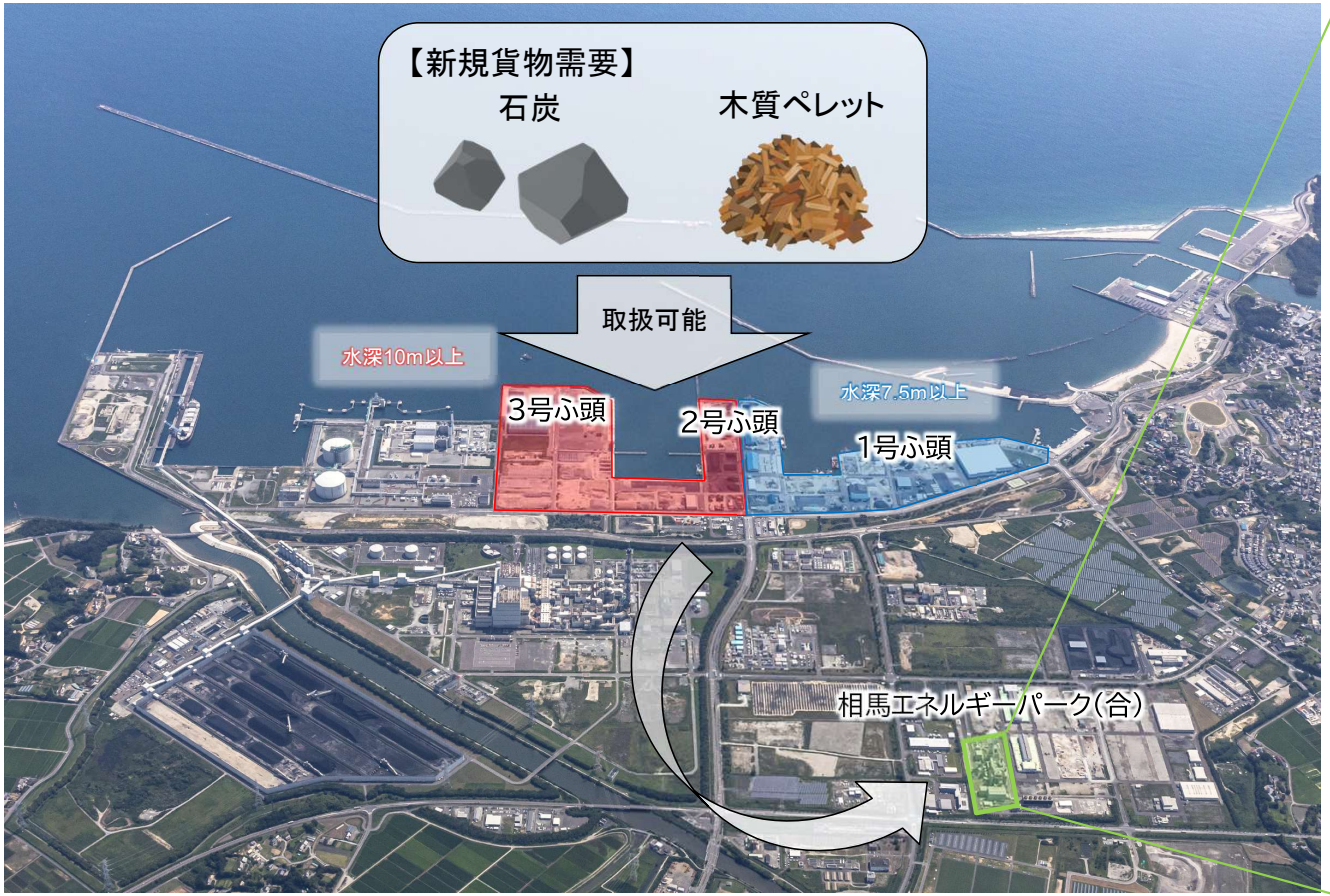

▼相馬石炭・バイオマス発電所



※建設費用：約400億円（新聞情報より）
※雇　　用：約50人（相馬市HPより）

4. 事業効果の発現状況（2）

事業完了後５年経過

②災害時の物流機能確保

○令和3年2月に発生した福島県沖地震（最大震度6強）では、港内の非耐震岸壁で段差等の被害が発生し荷役作業が不可能となったが、耐震強化岸壁では大きな被害はなく、地震後も滞りなく荷役作業が行われた。

○地元の利用企業からも、耐震強化岸壁のおかげで予定通り、船舶の接岸やバイオマス燃料の荷役ができ、安定的な発電を維持することができたとの声があった。

▼令和3年2月　福島県沖地震発生時の状況

非耐震岸壁

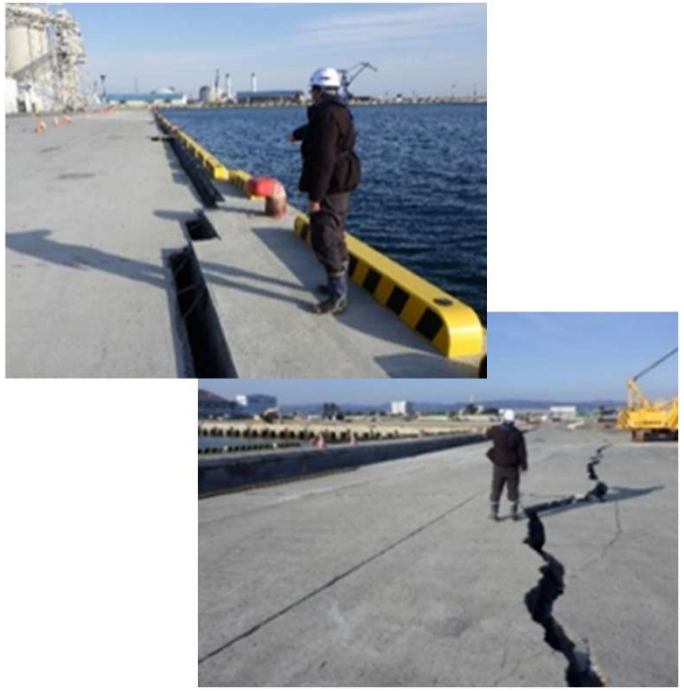

はらみ出しや段差、ひび割れ等が発生し、荷役作業が不可能。

耐震強化岸壁



大きな被害は無く、地震発生直後からバイオマス発電用木質ペレットの荷役を開始し、電力の安定供給に寄与。

▼木質ペレット　取扱量の推移（輸入）

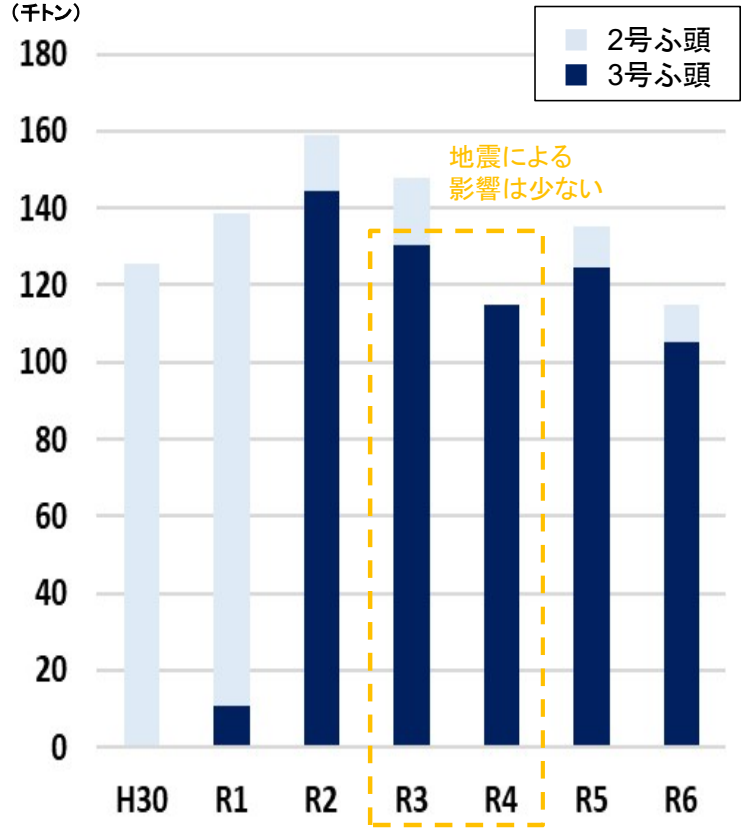

※R3、R4は地震の影響により発電所が一時稼動停止したため微減

※R6は長期点検で稼働停止したため、取扱量は減少

5. 事業効果の発現状況(3)

事業完了後５年経過

③ 避 泊 水 域 の 確 保

○防波堤の整備により、港内静穏度が向上したことにより、避泊可能水域が2隻から5隻へ拡大し、海難事故の減少に寄与。

○相馬港の避泊隻数は、1回当たり最大で9隻、近年では平均4.5隻/回の避泊が確認されている。

▼実際の避泊状況(令和元年10月　台風19号接近時)



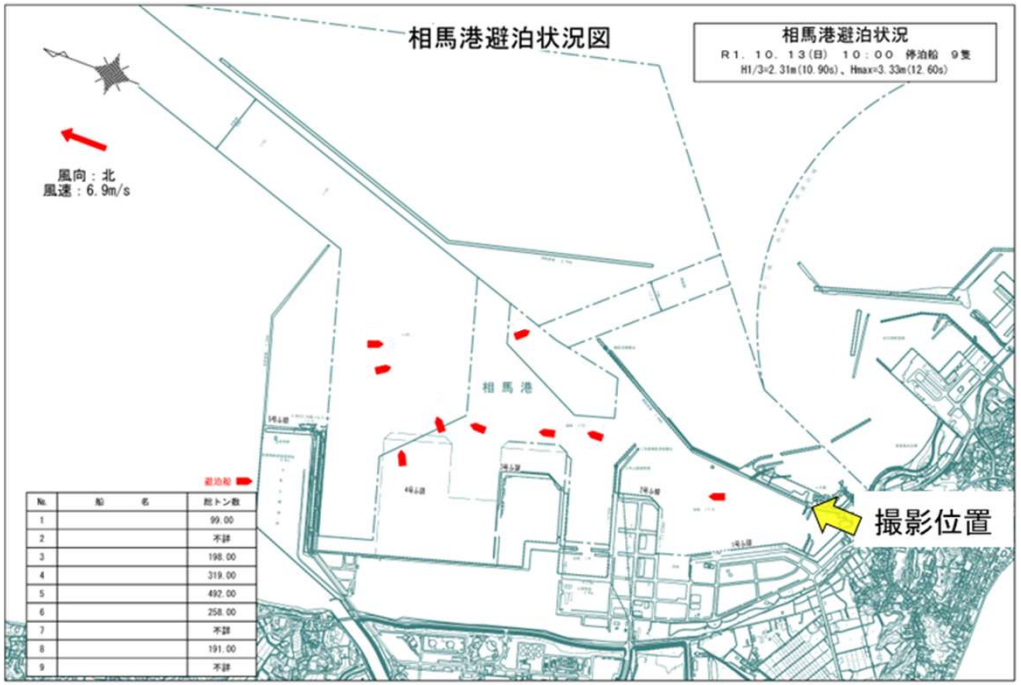



6. 費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化

（1） 便益対象貨物の変更

○企業ヒアリングを実施したところ、脱炭素社会の実現に向け、石炭・バイオマス発電所において燃料である石炭と木質ペレットを将来的に木質ペレットのみへ移行していく計画を確認した。また、石炭の取扱いが2号ふ頭となっていることから、石炭を便益対象貨物から除外し、木質ペレットのみを便益対象貨物とした。

対象貨物	前回評価 （平成29年度）	今回評価 （令和7年度）	備考
石炭	30.0万トン	0トン	便益対象貨物から除外
木質ペレット	13.0万トン	12.4万トン	最新の計画値へ更新 ・2030年(R12)には30万トン（+約18万トン） ・2050年(R32)には45万トン（+約33万トン）
計	43.0万トン	12.4万トン	

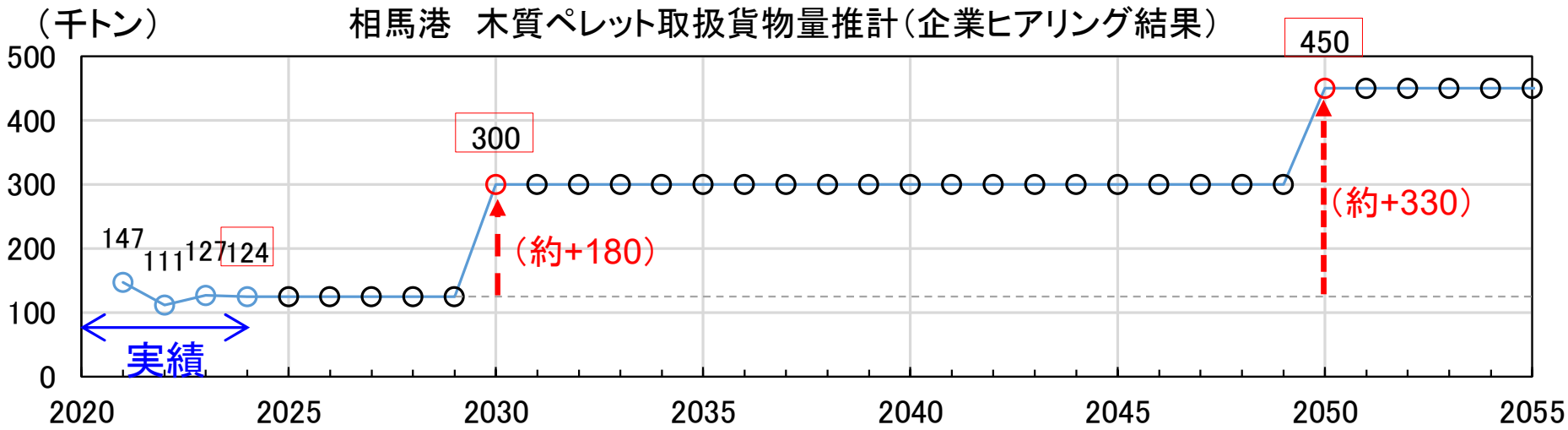

6. 費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化

（2） 単年度便益

項目	前回評価	今回評価	備考
輸送コストの削減	8.6億円	4.1億円	R12年：9.9億円（5.8億円増） R32年：14.9億円（10.8億円増）
震災時における輸送コストの増大回避	0.5億円	0.1億円	便益対象貨物減による減少
震災時施設被害回避	0.4億円	0.4億円	
海難損失回避	39.9億円	39.9億円	
残存価値	27.2億円	28.1億円	土地価格の上昇により増加
合計	76.4億円	72.5億円	

（3） 費用対効果分析結果

項目	前回評価	今回評価	備考
事業費	310億円	309億円	実績による
事業期間	S61～H32	S61～R2	変更なし
総便益（B）【現在価値化後】	1,142億円	1,603億円	
総費用（C）【現在価値化後】	582億円	1042億円	
B/C	2.0	1.5	

7. 利用者の声

〇防波堤の整備により、港内の静穏度が向上した。

〇福島県沖地震時にも、耐震強化岸壁の整備により、貨物を継続的に取り扱うことができた。

8. 今後の事後評価及び改善措置の必要性

〇事業の目的に対する効果を発現しており、今後の事後評価及び改善措置の必要性はない。

9. 同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性

〇本事業評価において、同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法について、見直しを必要とする事項はない。

その他の効果（定性的な効果）

① 排出ガスの減少（輸送の効率化）
CO2削減量 約　約200ﾄﾝ-C/年、NOX削減量 約2ﾄﾝ/年。

② 係留の安全性の向上
防波堤の整備により港内静穏度が向上し、安全な荷役、係留が可能となる。

③ 津波による浸水被害の軽減
防波堤の整備により防護効果が向上し、津波による浸水被害の軽減が期待できる。

④ 地域経済の活性化
発電所の進出により、雇用の創出・税収増加等、地域経済の活性化に寄与する。